

### III 発達障害に関する施策



### III 発達障害に関する施策

#### 1. 文部科学省の発達障害関係

##### (1) 特別支援教育体制推進事業

[194 百万円]

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、各地域や学校における乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を図る。さらに、これまでの内容に加え、教員養成系大学等の学生を学生支援員として活用し、障害のある児童生徒等に対する支援を実施する。

##### (2) 発達障害早期総合支援モデル事業（新規）

[51 百万円]

モデル地域を指定し、教育委員会及び教育関係機関が、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、幼稚園や保育所における発達障害の早期発見の方法の開発や、発達障害のある幼児及びその保護者に対する相談、指導、助言等の早期支援を行い、もって幼稚園や小学校等への円滑な移行を図ることができるよう、早期からの総合的な支援の在り方について実践的な研究を実施する。

○全国 17 地域を指定

1	茨城県	水戸市
2	栃木県	栃木市
3	栃木県	大田原市
4	群馬県	前橋市
5	山梨県	山梨市、甲州市、笛吹市
6	長野県	長野県（塩尻市）
7	滋賀県	日野町
8	京都府	福知山市
9	大阪府	大阪府（豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市）
10	奈良県	奈良市
11	鳥取県	鳥取県（倉吉市、大山町）
12	島根県	島根県（松江市）
13	岡山县	笠岡市
14	山口県	山口県（宇部市、萩市）
15	徳島県	徳島市
16	福岡県	久留米市
17	福岡県	前原市

### (3) 高等学校における発達障害支援モデル事業（新規） [21 百万円]

国公私立の高等学校をモデル校として指定し、当該高等学校に在籍する発達障害のある生徒に対して、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を実施する。

モデル校における研究に当たっては、「特別支援教育体制推進事業」により都道府県に設置された「広域特別支援連携協議会」や厚生労働省が実施する事業と連携し、医療、福祉、労働等の関係機関の協力を得て実施する。

#### ○国公私立の高等学校 14 校を指定

1	北海道	公立	北海道名寄農業高等学校
2	埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校
3	東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校
4	東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校
5	静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校
6	滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校
7	京都府	公立	京都府立朱雀高等学校
8	大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校
9	大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校
10	和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校
11	福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校
12	福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校
13	長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校
14	熊本県	公立	熊本県立芦北高等学校

### (4) 特別支援教育推進のための緊急的な定数措置（新規） [727 百万円]

小・中学校におけるLD・ADHDの児童生徒に対する指導の充実を図るとともに、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図るための緊急的な定数措置を行う。

#### ○予算積算上の内訳

- ・ LD、ADHDの児童生徒に対する通級指導の充実 258人
  - ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実 53人
- 計 311 人

### (5) 「家庭教育手帳」の作成・配布 [170 百万円]

一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、子育てのヒント集としての「家庭教育手帳」を作成し、乳幼児、小学生、中学生等を持つ全国の親に配布する。平成19年度配布分からは、発達障害等に関するアドバ

イスや情報が追加される。

- |                |       |
|----------------|-------|
| ○乳幼児編          | 106万部 |
| ○小学生（低学年～中学年）編 | 117万部 |
| ○小学生（高学年）～中学生編 | 119万部 |

## （6）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研修・研究の実施 [運営費交付金による]

各都道府県等において、発達障害への対応について指導的立場に立つ教員等を対象とした研修や、発達障害に関する専門的な研究を引き続き実施する。

- 「LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修」
- 「自閉症教育推進指導者研修」
- 「特別支援教育コーディネーター指導者養成研修」
- 「発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究」等

## （7）国立大学における特別教育研究 [運営費交付金による]

各大学の個性に応じた意欲的な取組を支援するため、国立大学法人の運営費交付金の競争的経費として「特別教育研究経費」が設けられており、発達障害に関する様々な研究が採択された。

- 北海道大学「軽度発達障害児・者に対する障害教育支援プログラムの開発」
- 福島大学「発達支援相談室の活動を中心とした特別支援教育実践的研究」
- 東京大学「「こころの発達」臨床教育フロンティアー児童精神医学・脳科学を基礎とした児童臨床教育ファカルティーディベロップメントの創成ー」
- 大阪大学・浜松医科大学「子どものこころの発達支援センター事業」(連合融合事業)
- 名古屋大学「軽度発達障害分野における医療教育的支援事業」
- 京都教育大学「特別支援教育臨床実践センター（発達障害学科と附属学校との連携）の開設による特別支援教育実践力を持つ教員養成カリキュラム開発及び特別支援教育相談による地域貢献」など

## （8）その他の関連する施策

### ① 職業自立を推進するための実践研究事業 [70百万円]

学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、地域の企業関係者と協力した職業教育の改善、新たな職域の開拓や現場実習の充実、地域の企業に対する特別支援学校の生徒及び職業教育についての理解啓発など、障害のある生徒の就労を促進するための実践研究事業を行う。

具体的には、職業自立連携協議会の設置（ハローワーク等の労働機関を含む）、就労サポートの派遣、現場実習実践マニュアルの作成、企業等の意向の把握・理解啓発、ハローワークと学校等が協働で職場開拓、全国連絡協議会の開催等を行う。

- 12都道府県に委嘱し、それぞれ3地域を指定

**② 障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業** [17百万円]

障害のある子どもへの先導的な取組を行っているNPO等に対し、障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援の在り方等についての研究を委嘱し、その成果を今後の地域における支援の在り方の検討に資する。

○ 6団体に委嘱

**③ 特別支援教育普及啓発事業** [14百万円]

保護者、教育関係者等を対象としたフォーラムの開催等により、特別支援教育の理念と基本的考え方についての普及啓発を図る。

**④ 特別支援教育就学奨励費負担等** [6,665百万円]

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級への就学や通級による指導を受けるなどの特殊事情をかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な支援を行い、就学を奨励する。

**⑤ 子どものこころの成長に関する基盤整備事業（新規）** [13百万円]

脳科学等の成果の教育への応用を促進するよう、児童生徒に関する客観的データの収集・蓄積、教育と研究の連携のための環境整備など、成果の還元システムの構築等に向けた調査研究を進める。

## 2. 厚生労働省の発達障害者支援関係

### (1) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

#### ① 発達障害者支援体制整備事業 [2.1 億円]

都道府県等に支援体制整備検討会を設置し、各圏域において、ライフステージに対応した一貫した支援を行う

#### ② 発達障害者支援センター運営事業の推進 地域生活支援事業の内数

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

#### ③ 発達障害者支援開発事業 [5.2 億円]

発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援ができるよう、先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

#### ④ 発達障害情報センター [50 百万円]

発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供を行うとともに、発達障害に関する情報の幅広い普及啓発活動を行うために、「発達障害情報センター」を設置する。

#### ⑤ 発達障害研修事業 [18 百万円]

各支援現場等における対応の充実を図るため、発達障害施策に携わる職員に対する研修を行う。

### (2) 発達障害者の就労支援の推進

#### ① 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施

[89 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

#### ② 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充 [13 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を拡充して実施するとともに、

新たに、当事者・支援者による体験交流会を開催する。

### **③ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進**

障害者職業能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。